発議第４号

非核三原則の堅持および恒久平和の実現に向けた外交努力の推進を求める意見書

【議案提出担当課：議会事務局】

非核三原則は、核兵器を「持たず」「作らず」「持ち込ませず」とする我が国の国是であり、唯一の戦争被爆国として歩んできた平和国家　日本の礎です。

核兵器の使用や保有をめぐる国際規範、いわゆる「核のタブー」が世界に根付いてきたのは、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）をはじめとする被爆者団体の草の根運動の賜物に他なりません。

核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書は２０２６年６月末時点で全国７５４自治体が採択しています。核兵器廃絶を求める声は、すでに全国の地方議会において広く共有された民意であるといえます。

非核三原則のような国の在り方を左右する重大な政策は、政府・与党内だけで、また十分な民意の反映なしに進められるべきではありません。政府は国民に開かれた形で丁寧な説明を尽くし、広く国民の声を聴いたうえで慎重に判断すべきです。

よって、政府におかれては、非核三原則を将来にわたり堅持するとともに、国民的な議論と合意形成を経ないまま、その見直しを拙速に行うことのないように求めます。

併せて、近年我が国周辺においては、外交上の摩擦や不測の事態を招きかねない出来事が相次いでおり、地域の緊張が高まることへの懸念が広がっています。

恒久平和実現のためには、力による威嚇や一方的な緊張の激化を避け、対話と信頼醸成を通じた外交努力を粘り強く積み重ねることが不可欠です。

政府におかれましては、近隣諸国および国際社会との関係において冷静かつ対話重視の姿勢を以って外交にあたるとともに、地域および国際社会の緊張緩和に向けた具体的な取り組みを強化することを求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和８年９月２５日

奈良県斑鳩町議会